

吹田市交流活動館条例施行規則の一部改正の骨子案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和4年（2022年）11月1日（火曜日）～

令和4年（2022年）11月30日（水曜日）

2 提出意見数 6件（2通）

3 提出意見と市の考え方

	提出意見	市の考え方
1	改正案では貸室の空き情報の提供については触れられていない。窓口に行くまでに空き状況がつかめなければ事務所に問合せをしてシステムに申し込むことになるのではないかと。また、貸室の利用が重なった場合はどうなるのか。	システムにて貸室の空き情報を確認できます。システムでの申込により一旦予約している状態となり、その後7日以内に窓口で使用料を支払うことで予約が確定します。予約申込をした貸室は他の利用者が予約を入れることができなくなるので、利用が重なることはありません。 なお、予約申込後7日以内に窓口にて使用申請手続きを行わなかった場合は予約が取消となり、他の利用者が予約可能となります。
2	これまでの事務手続から見ると、システムへの登録及び申込の手間が増えているので、利用者にとって負担増になっていないのか。	システムで貸室の空き状況をリアルタイムで確認でき、システムで申し込むことで予約している状況が発生します。 システムの導入により、空き状況を確認するために来館したり電話で問い合わせをする必要がなくなります。
3	インターネット環境が利用できない利用者へのフォローをどうするのか。改正案ではシステムへの登録が必須になっているのではないかと。	インターネット環境が利用できない利用者については、窓口にお越しいただき、職員が館内のシステムにて入力を行う等の対応をします。
4	施行予定が令和5年2月になっており、区切りが悪いような感じがするが、何か理由があるのか。	システムの導入は利用者の利便性向上に繋がり、可能な限り早急に実施することが望ましいため、令和5年2月の運用を目指したものです。
5	今回の改正案では、手続を行う上で不明な点が多くあるため、直接内容を説明してほしい。	市ホームページにおいても御説明していますが、詳細等御不明な点につきましては、利用者登録で窓口にお越しの際など、直接御説明させていただきます。
6	骨子案以外の意見（1件）	意見募集案件の対象外の内容であると判断したため、掲載は省略させていただきます。御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。